療育手帳の交付に必要な書類

《申請に必要なもの》

□１．写真（たて４センチ×よこ３センチ）

※　脱帽、上半身正面のもの
※　１年以内に撮影したもの
※　顔が枠内に収まっているもの
※　鮮明で顔がはっきり確認できるもの
※　加工・修正は不可
※　写真台紙、写真用インクを使用したもの
※　本人のみを撮影したもの

（見　本）

4 cm

3 cm

□２．マイナンバー（個人番号）

※　個人番号が分かる物

＊ 母子手帳を持っている方は持参して下さい。
＊ 窓口で簡単な聞き取り調査があります。ご協力よろしくお願いします。
＊ 手帳が届きましたら、文書で連絡します。

【 判定を受ける場所 】
判定を受ける場合には１８歳未満の者と１８歳以上の者で異なります。

- １８歳未満は八重山福祉事務所内にある児童相談所八重山分室（☎８８－７８０１）で判定となります。

- １８歳以上は沖縄県知的障害者者更生相談所（沖縄本島）、もしくは八重山地区巡回相談（年に１度開催予定）での判定となります。
（問合せ先：沖縄県知的障害者更生相談所　☎０９８－８８６－２１１５）

［　担　当　課　］
石垣市福祉事務所
障がい福祉課　障がい福祉係
☎（0980）８２－９９４７　（内線１５５８）